

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策（令和4年4月1日現在）

No.	支援区分	事業名	対象者等	内 容	お問合せ先
1	保育・教育に関する支援	DV・児童虐待防止への相談体制の強化	相談者	新型コロナウイルス感染症により、家庭内でのDVや児童虐待が発生する恐れがあることから、相談体制の強化を図ります。	こども相談支援課 0748-24-5663 050-5802-3275
2	保育・教育に関する支援	幼児施設における感染症対策	市内公立幼児施設	①公立幼児施設において使用するアルコール消毒液などの感染症対策用品を追加購入します。 ②園児のバス遠足について、移動時の3密を避けるため、バスの台数を増やします。	幼児課 0748-24-5647 050-5801-5647
3	保育・教育に関する支援	民間保育所等運営支援事業	市内民間の認可幼児施設 ※②の対象施設は認定こども園、保育園	①アルコール消毒液等の購入に係る費用及び職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために要する費用に対し補助を行います。 定員19人以下 1施設30万円以内 定員20人以上59人以下 1施設40万円以内 定員60人以上 1施設50万円以内 ②園児のバス遠足について、移動時の3密を避けるため、バス増便に要する費用に対し補助を行います。 1施設 10万円以内	幼児課 0748-24-5647 050-5801-5647